

○首都大学東京におけるコミュニケーションマーク等の取扱いに関する規程

(平成 28 年度法人規程第 27 号 制定 平成 29 年 3 月 29 日)

改正 平成 30 年 1 月 9 日 29 法人規程第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、首都大学東京(以下「大学」という。)の学内外への認知度及び理解度の向上を図ることを目的とした、コミュニケーションマーク、そのロゴタイプ及びスクールカラー(以下「コミュニケーションマーク等」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(コミュニケーションマーク等)

第 2 条 コミュニケーションマーク等を、別紙 1 のとおり定める。

2 前項のほか、コミュニケーションマーク等の形、色、配置及びデザインの詳細及び使用に関する規定などについては、首都大学東京コミュニケーションマークに関するビジュアルアイデンティティマニュアル(以下「VI マニュアル」という。)の定めるところによる。

(法人及び大学における使用)

第 3 条 大学が行う広報においては、コミュニケーションマーク等を使用するよう努めなければならない。

2 大学に所属する教員並びに首都大学東京管理部、日野キャンパス管理部及び荒川キャンパス管理部に所属する職員(以下「大学の教職員という。’)は、コミュニケーションマーク等を使用するよう努めなければならない。

3 公立大学法人首都大学東京の教職員(大学の教職員を除く。)、大学に在籍する学生及び首都大学東京学生通則(平成 17 年度法人規則第 71 号)第 5 条に規定する学生団体(以下「大学等関係者」という。)は、コミュニケーションマーク等を使用することができる。

4 大学の教職員及び大学等関係者が前 2 項に基づきコミュニケーションマーク等を使用する場合は、VI マニュアルに従わなければならない。

(使用範囲)

第 4 条 コミュニケーションマーク等の使用範囲は、学内外相互の理解を深めることを目的とした、次に掲げる場合とする。

(1) 大学が運用するホームページ(部局等が運用するホームページを含む。)又は大学案内、大学院案内、部局等案内、研究広報、国際広報等の各種パンフレット、広報誌等若しくは各種刊行物等の印刷物に使用する場合

(2) 名刺、封筒、レターヘッドなどに使用する場合

(3) 各種媒体による広告、看板等への広告、大学の各種グッズなどに使用する場合

(4) 大学説明会などの各種行事等に使用する場合

(5) 前各号に準ずるものに使用する場合

(6) その他理事長又は学長がコミュニケーションマーク等を使用することが適当と認められたものに使用する場合

(使用の申請)

第5条 大学の教職員及び大学等関係者がVIマニュアルに示された各種使用例以外の方法でコミュニケーションマーク等を使用する場合は、別記様式第1号により首都大学東京管理部企画広報課長（以下「企画広報課長」という。）に対して使用の申請を行うものとする。

2 前項の申請を受けた企画広報課長は、デザイン等の使用方法、使用目的等が問題の無い場合に使用を許可するものとし、不適切と認められる場合には、修正を指示し、又は使用を認めないものとする。

(その他の使用)

第6条 大学の教職員及び大学等関係者以外の者がコミュニケーションマーク等を使用しようとする場合は、別記様式第2号により当該事案に係る所管の課長(以下「主管課長」という。)を通じて学長に提出し、その使用の許可を得なければならない。

(使用許可の決定)

第7条 主管課長は、前条に規定する申請が次のいずれにも該当しないと認めたときは、コミュニケーションマーク等の使用許可を決定するものとする。

(1) 法人又は大学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれのあるとき。

(2) コミュニケーションマーク等の使用目的が適切でないとき。

(3) デザイン等の使用方法がVIマニュアルに違反する、又は違反するおそれのあるとき。

2 主管課長は、前項の決定を行うに当たっては、企画広報課長に協議するものとする。

3 企画広報課長は、主管課長を通じ随時に使用状況を確認するなど、デザイン等の使用方法を適切に管理するよう努めるものとする。

(使用許可の取消し)

第8条 主管課長は、前条第1項の許可を受けた者のコミュニケーションマーク等の使用について、前条第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、コミュニケーションマーク等の使用許可を取り消し、又は使用を停止させるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月9日29法人規程第14号）

この規程は、平成元年1月10日から施行する。

別紙1(第2条関係)

[別紙参照]

別記様式第1号(第5条関係)

コミュニケーションマーク等使用申請

[別紙参照]

別記様式第2号(第6条関係)

コミュニケーションマーク等使用許可申請

[別紙参照]